

私立産婆の学校設立伺

今般勅令ヲ十六号ニ奉命仰達ヲ遵守し別冊
ニテ此子則ヲ定メ私立産婆の学校ヲ設立致
ス小學生年齢外ノ婦女子ニテ産婆の業ヲ
護婦ヲ養育致シ一應候旨仰認可被成ヤ度
此致奉伺也

東群馬郡前橋町九十八番地

明治二十一年八月廿九日
校長 津久井磯
校主 津久井磯

私立産婆学校設立規則

一設置ノ目的
本校ハ學術実地兩方完備ナル産婆ヲ養成スルヲモト
シ専ラ内務省産婆試験ニ應スルヲ得セシムルニアリ

一位置
群馬縣東群馬郡前橋町九十八番地

一名称
上毛産婆学校

一学科
学科ヲ別ニ左ノ九科トス

一解剖学
一生理学
一産婆学各論
一産婆学各論
一実地産婆演習

一胎生学
一育児学

一豫備科
但シ豫備科ナル者ハ学力浅ナル生徒ノ為トス

一学期
修業期限三年半ト定メ是ヲ分テ二学期則チ前学期
右学期トナス但シ前学期ハ一月八日より九月廿一日ニ至ル
後学期ハ十月一日より翌年六月廿一日ニ至ル

一課程

別紙甲号ニ通リ

一試験
試験ヲ三種ニ別ケ月次試験学期試験卒業試
験トス但シ月次試験ハ毎月未既習ノ課程ヲ試験席
順ヲ定メ学期試験ハ一学期ノ終ニ卒業試験ハ全
学期則チ前後学期教授ニ終ル後之ヲ施行ス
但シ試験ノ適否ハ點數ニ依リ判定ス則チ一科ヲ點
數ナシ其三方ノ二以上得点セテ方及第ト以下落第トス

一教科用書
教科用書ハ適當ノ物ナキヲ以テ教員ノ演説教授スル所

補足 なぜ産婆学校？

当時はお産婆さん(助産師)の介助により自宅で出産することが多かったようです。ただ、経験だけがたよりで医学や保健衛生の知識があまりない産婆も多く、嬰兒の死亡率が高い傾向にありました。

そこで、政府は免許制や資格制限を行って、産婆の育成に努めました。群馬県では明治 21 年産婆試験規則を制定し、上毛産婆学校のほか複数の産婆学校が生まれました。

産婆は女性が専門職として働ける数少ない職業の一つであり、安定した収入を得ることができるため、人気の職業でした。

7 私立上毛産婆学校設立 伺

明治21年(1888)

津久井磯が設立した産婆養成学校の設立伺。設置目的には、學術と実地の両方を備えた産婆を養成し、さらに内務省産婆試験にも対応できるようにすることが書かれています。修業期限は1年半で前・後期の2学期制。1日の授業は1科目のみで時間は午前8時から12時まででした。

この学校は3年間で廃止となりましたが、40人の卒業生を送り出し、県内の産婆界の発展に貢献しました。

群馬県行政文書「私立学校 各種学校」(A0181A0M 2127 2-2)